

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 6

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43782

41
メニ 中國公事官、ガーレン公事官会談

41
メニ

4/5 又外レ 写真了		極秘 無期限 部の内 号
北米局長 参事官 北米課長		
沖縄問題に肉和 (ガーレン・中島) 会談録		
(41.4.2) 半北		
<p>本日午前 ガーレン 参事官は 中島 参事官を來訪。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 沖縄住民に対する旅券発給の問題、2. 沖縄移民 3. 次回協議年の問題 4. 保護の問題、5. 航空機問題 等について会談した。 (北米課、技術、商社、 		
渡辺 及び ジラズ、アーノストロング 両参事官 同席)		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 本論に入る前に当方より、2日読売朝刊に米側が 日米貿易特許合意書の7月開催に歓喜した旨 		
G.A.5 6. 旅券	4/7/1	外務省

	<p>① 推測記事の史たつてに因連し、本日前情文局長 が会見を行は。これを否定する旨を説明し、先方 は、合同書の日取り18日下ラスケ東京の決定待合の 段階であり、ラスケ東京の決定待合は開催日とし て決意。決議を文書行ふ旨行ふ旨を説明して、 2. 7/12 本論に入り、先方より、米政府よりは、 旅券問題、移民保護問題を以て本題 沖縄住民が 第3国に赴く場合、日本いづれが その保護に責任 を負つべきかという 金庫の問題。一段とも未検討して おらず、その結果、米側よりは、南部に開催合意 が成立する条件に、この変化を日本政府に毛 たせず用意がある。この説明に達成して述べた。 (旅券の發給、日本政府の説明書の發給等、 主計、日本側より一層不満)</p> <p>② (1) 先方より、旅券問題につき 最大の問題は テクニカルで來る、不慣れ、現在 (機種の身分 証) の問題</p>
--	--

日本渡航

証明書の USCAR の承認が得られず、テスティネーションへ
→ 留學するための許可が、~~日本~~ すなは渡航(?)
→ ~~日本~~ 新しい制度下では

今から第3回に行くという預り穴がある。今で、二

点、預り穴があると日本政府が保證するところが
(とくに琉球政府が保證するところが) 連絡(?)

申請を済ませた。先方の手配の手配をして
て、石垣島へ。住民がまだ USCAR 又は琉球政

府からテスティネーションの出入域許可書を取得。

沖縄本島へ渡る。今からテスティネーションへ行く

ため、旅券を発給された。その手配を未済したの
に対し、当方付、住民の手配を済めたためにも、日本

政府が当初から旅券を発給しない。テスティネー
ション等は、事前に、内郵便にて日本政府か

USCAR 又は琉球政府へ同意を得ることも考えられ
ることある。二つに付し、先方は、その場合、当該

住民が行先国でテスティネーションへ追加を求めて、
場合どうすれば、と質したのに、答弁は、本
(本)は、特定の国(?)が日本、本音を何が、なぜかの条件となる

旨に請願されしもの規則を設けられて解決した。
請願があつた場合、外務省から USCAR の同意を

求めたりするが、可能である旨、及び、この請願
の基準は、一定地域を追加は請願可(?) というては
内へ行先

されど、行先変更は可(?) て請願可(?) といふことには
できぬ旨を答えた。重い先は、入旅券自体に、本
(本)は、^{上記の} 連絡が記載された。

者の許可なく行先を変更してはならぬ旨を明記して
おかれたので、当方付、旅券には實際に当れ

連絡が記載されたが、他と反対に行
き発送した地方官庁が明記されたのがから、
連絡が記載された旨を答えた。

先方は、~~また~~ 日本国は解消、満州並満洲
朝鮮有りつけないが、そのため、國体現行規則

~~の骨子~~

及び日本側の提案の手続等を文書にしたまへを
頂きたいて述べ、双方の承認了承。

(a) ついで先方13、USCARの主張の内は沖縄
出入り自由化並びに、出入国者並びにスリーハー
ト等に於けるが、日本側は本土への渡航
手続に付し、旅券や登記手続等を免められてお
る。身分証明書等の形式での提出は差し支え
ないが、~~銀行に預けたままでは~~述べた事
通り~~日本側~~、沖縄住民も本土に入れば本土
へ差し引かれて不可能である。
住民と同じ待遇を行なう事に際するが、前記の「技
術穴」を除ぐには、米側で観食、旅券再発給停止
(沖縄内)^で取り扱ひ(貿易の禁止、
止等の手段で「技術穴」を~~まかせ~~^{かんじき}再入域に
封じ~~て~~コントロールする事がないのは如何か?
述べたのに対し、難色を示さず、たゞえは、沖縄
(住民に対する)第三国との旅券は沖縄での登記

取(第三国との行き来がは分らず、沖縄当局)
の許可にあたっては會合)これを考えうる旨を
かわしねば
述べた。東に先方11、手続実内に於ける(住民
がまずUSCARに申請(2)許可を得た後、日本
政府の旅券を得るが、それは、当初から日本政府
に旅券を申請し、日本側からUSCARの同意^{内々}
を受けたものと、米側が旅券登記を拒否せざ
るを得ない事と考えれば、日本側にてもどう
かが得難か検討の余地があると述べた。
(b) 最終的に先方14、米側は、即ちにつき会意し
て決まり^た日本旅券登記は原則として会意す
るところだが、沖縄住民には、日米双方が
変化をもつてゐるので、今回日本政府は旅券登
記の自由~~を~~^をが、(2)元13、日本側が旅券登
記の与え

論文を書いたり、半島は統治すべきだと
考へる場合、又は、日本人が海外に渡航したく

(例文は、洋服を身に着けた場合) // 索引他「半島は渡航すべき
か」(GRI)合説文の摘要
他の体調が悪化する場合、等に因る半島飛行、又は
潜在的権利、を行はずに旅券を発給する権利

は留保取扱いと述べた。

4. ついで、移民保護の問題に対し、先方は、第

3回に亘る満洲(支那)は日本双方が責任を負
うが、住民は日本満州へ米国に責任日本義務

現状は不公平だ。
~~日本は満州に責任がある~~、半島は、(1)

旅券発給につき、北部の会員が成立しない。

(住民自身が日本に移民保護有りない場合、米側が
(2) 半島の「潜在的権利」、
1. 日本国が第3回における沖縄からの移民に対する

不承認権を行使するに同意する用意があると
述べた。これに対し、先方は、これを承認せず

ともに、強化された内政、集団移民による行政
的業務及び援助、日本内の調整の向などを

我が二三の手段で日本政府、対琉球政府
の援助等の内政との解決しきつてあると述べ

先方も二点に同意した。更に双方の内政に答へ
本件は、~~集団移民も、日本政府が決定すべき内政~~
~~今後も、依然として~~
~~ボリビア移住の如く、半島より日本側に向けて実施する~~
~~べき~~、半島は、万々一の場合「潜在的権利」
不行使権が考えられた以外、集団移民自体

に付し責任を負うことを答えた。

5. 先方は、上記の2つの内政に因り、半島各

方面の反対勢力からの圧力を防ぎ、半島、琉球の
意義を最大限に活用するため、~~琉球が~~琉球に
最優先的会員

外部化とし、協議会で会員と琉球の会員とし
ての運営、当方も二点を了承した。

6. つま：当方より船舶機関における発展が
東京へと送られました。先方13. 二の内見合：7月2
日何の訓令も示されないのに答えた上、ワシントン
からの訓令式の連絡によれば、国防、国防両省の
「改訂二の内見合」

内部：国際法との関連で大変な困難があり、
の意見が強く、近く前進があるとの可能性は半
券に十分と述べた。

これに続き、双方で機車の基本を主張すべく
国際法との関連で大きな困難があるとした上で、
4月11日は、当方より、二の内見合基本は11月
(民の感情に端を発した政治的、実業的)の
「第一船舶機関 design」を示すところに至りました。
題であり、沖縄、本土双方での開拓は漸増に
大きくなり、軍隊が手に負えず、財政の外遷を
する必要があり、ついで、同心が増大して来た
ことをワシントンに正確に報告して下さいと、ま

7. 半(4)と12(連絡)：何の措置もとめたかといふ
ことについて、その旨回答されたい旨を申入れ。

先方13. 本件が非常に困難な問題であると
いふ點に、政府も(2)もパブリシティを押さえ
日本

よう圓滑に対応と述べた。

次回協議会へ該題につき、当方より、該題

が該題問題と2,3考慮すべき、我が前記
の問題を向む合えば取り上げる、との回答を
2

日琉内、会計年度の始終期の差を調整し
日本側援助と有効に使用する問題、先ほん半(4)
更に

から往内の表(2,3、4)1923に付する日本(4)
回答(右記元は沖縄農業に対する融資等)

長期計画、半(4)説明等が考え方か、要に、
自収収擴大の内見合7月、たゞそれが最近半(4)

がいた措置の説明等が考えられないかと
受けた。これに付し、先づは、基軒付し、自説
根拠大の日本(朝)の政治一元化措置が、全く自説
に対するものであるかに従事する角度で、その元
りのとくに問題があり、これを考えず、自説
根拠大を協議等で取上げないのは、半(朝)と(日)
困難がある。しかし、二十日(朝)見解は、ワシントンに
報告不^可と答えたので、当方(朝)、二十日(朝)の
心の事案の発展の流れは、(い)止むを得ざるものでは
ないのだから、半(朝)が政治の立場に回転して、
協議等の活動を判斷しようとするのを認めて、意見
を以て指揮^上し、先づの(朝)に答へ、もし、これ
が(朝)の^指協議等を高次の政治的立場が利用する三七五者会^ス
が、協議等の取上げの端会、日本(朝)が、その
行方覺察^スするが、今後、調整^スする問題とする

にて述べ
○ 最終：当方(朝)、半(朝)神源木(朝)、今朝
小笠原协会(朝)者、御主加 北洋局長飞来訪。
事務^ス慶應(朝)、寛大な措置を(子)半(朝)に
要望(218)の旨依頼された旨を説明した。

極
秘
無期限
1部の内
号

47

北米局長
参事官
北米課長

ワシントン
署名了

中島、ガーリー会談録（沖縄
旅券問題）

(41.4.5)
米北

5日下午 中島 北半開示事務官 ガーリー 担当の半
開示事務官、沖縄旅券問題に関する米側提案に対する

取扱えの反応につき、最初次のとおり会談した。
(北半開枝村、渡辺、大庭、ラスコ、アーヴィング)

同席)

折当事務官、2日の米側提案を専門家や会計事
務レベルで検討した一連の結果を述べた。前述の

GA-5

金89

の上、本件に因るかず提案は、USCARによる
沖縄出入域規制を含め、現行の沖縄住所法ト

たゞ旅券の便宜を圖るに

渡航に係る制度は、可て4月1日より~~4月15日~~より

本旅券を発給するといふのである。(かくに先の

米側提案は、日本政府が沖縄住所の海外渡航に一
定の規制を加えるという手はずであり、これは全く

新た有り、考えども下文ない。この是が方車内亦
いよけ。現行法上、在外公館が渡航先遣かに

つき本有し譲渡(行けむばだらだいのは、芝居園米領
諸國)の外であり、これらにつけて、譲渡が取扱は

該請商を通じ内閣府と協議の上決定してゆき
たる所(3月18日)とくわづかな(3月21日)有りの件である。

渡航先遣在留へ難能(ニ)

更に、現行法以降、蓬莱商に付ける罰則規定を行ひ

後、日本側に於ける米側の要求に対する裁判を行

GA-6

外務省

航行は著しく困難であり、われわれとしては、米側が日本旅客の安全や誤解を避けるため、必要ならば、US
規制で（アラウド正規化）。

CAR自身の立場によると、沖縄における住民の海外渡
航は、一定の規制を加えるべきであると主張する。
（これは、現在も実行不可能であることを
述べる。）

二つに就く、先方18、日本側見解は、USCARが

出入城許可書が否か無視するに日本旅客を危
険なところに送り込むことから、（実行不可）、當方19、航行には

行い、
~~米側の入城規制~~ USCARの規制による
規制を実行する。
USCARの出入城規制
（紹介出城前）。

日本側旅客船は、何とかハシオーラル等
調整を試みなければならない、と答えたところ。

先方18、もしUSCARの出入城許可証（渡航
先指定つき）と日本旅客の2枚の乗継券を持つと

航行、先方18、香港へ日本旅客は、中華人民共和国
を経由して中華に入り、沖縄に帰る道に対する、實際上
の出入城許可には、何
か證據を要する（現地にて）。

規制を加えることはできない、とし、USCARの
出入城許可証は、日本旅客自身の記載

するが、出来ない場合、二つに就く當方
19、検討二種類と考え方を答えた。
（現地にて）

二つ、先方18、沖縄の特殊な地位にモチベー
ト（完全保障上の要求）の要求は、日本共通の利
益である。

實行しない、等々述べ、今回の提案で日本も得る
ところがあるから、米側も従事の「抜け穴」を閉じ

る形で得て、それが可行小倉だらば、と述べた。
二つに就く、先方19、従事沖縄住民につき、本土に

在場合は本土住民との区別をしていない限り、日
本共通の利益を考慮の範囲で考へて、米側理解は

新提案であつて、審議上の問題よりはおおむねにとどけ、日本側よりも、若干元気、個々のアスレム等

米側から協力の要請があり、政治面は二つに協力
可能というシナリオを調整は考え方として了~~められ~~
~~められ~~あり

正式な条件として法的・沖縄(生産)と区別などを
付けて下さい、と答えた。

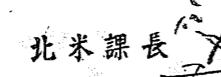
日本法上
最後に先方より、日本側の提起した問題は、ワシ
ントンでも十分考慮されましたが、本日の日本側見

解説は、今後^{たゞ}報告する。本日の回答は日本側
との最終的^{たゞ}答^{たゞ}え^{たゞ}たので、当方より、それ

おれ下げる。米側が日本側の法的問題を考慮し、
USCAR方式による裁判が可能か否かを検討

するか否かを認めた^{たゞ}ければ^{たゞ}お答え、これらに
おける、日本側はUSCARの加入域許可を得た者

この件^{たゞ}法務を監査官といふ立場でおなじく確認し
ておき^{たゞ}置いたので、これが肯定的。

決裁 北米課長 
起案者 後藤 EXT. 444
昭和 41 年 4 月 7 日

極秘 文書課長 
送付公信 (控)
無期限

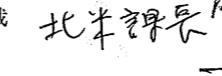
米北 第 467 号 昭和 41 年 4 月 8 日
在 米武内 大(公)使 総領事 殿
引用公・電信番号 4月6日往信米北第457号 同封、別便(行のう、空郵
外務大臣
空貨、船郵、船貨)

送付資料、物及び備考

中島・サハーレン会談録
(昭41.4.5は、沖縄施政問題)

付属物添付

8-96

決裁 北米課長 
起案者 後藤 EXT. 444
昭和 41 年 4 月 5 日

極秘 文書課長 
送付公信 (控)
無期限

半北 第 457 号 昭和 41 年 4 月 6 日
在 米武内 大(公)使 総領事 殿
引用公・電信番号 同封、別便(行のう、空郵
外務大臣
空貨、船郵、船貨)

送付資料、物及び備考

沖縄内政に向け中島・サハーレン会談録
写 (41.4.2付)

6 102

付属物添付